

V 課題及び方向性

今後の課題としては、今年度の事業結果から次のようなことが考えられた。

1 会議の開催

関係者が共にアルコール関連問題を共有し、検討していくことで、ネットワークが強化・推進されていくものと考える。

2 事例検討会の開催

困難事例においては、関係者の連携した関わりが必須であり、事例検討会は有効である。さらに、病院での困難事例については、P SWやM SW等が中心となって事例検討会を開催していくことが望まれる。

3 マニュアルの周知及び活用

アルコール関連問題の知識と対応を共有して進めるため、今後は本マニュアルを関係者への研修会等でテキストとして紹介し、理解と活用を促していく。

4 研修会の開催

地域の相談機関が、それぞれアルコール事例に対応できる能力を身につけるよう研修会を開催する。

5 医療機関との連携強化

一般医療機関については、身体疾患で受診するアルコール関連問題を持つ患者を専門治療に繋げられるよう連携を進めていく。

精神科病院については、通院中の患者の中でアルコール関連問題を持つ患者を早期発見し、相談を受ける体制を進めていく。

6 知識の普及及び啓発

広報等の媒体を活用し、引き続き市民に啓発を進めると共に、特にストレスの高い職域へ、アルコール関連問題の理解を深め、適正飲酒の周知を図る。

また、関係者にもアルコール関連問題情報の発信を行う。

7 警察、消防と連携した対策の推進

警察が把握する飲酒運転者や消防が把握するアルコール関連問題事例を、治療や相談につなげる方策を検討する。

VI おわりに

今回、地域の関係者と研究会や事例検討会を行う事により、アルコール関連問題はどの機関でも困難な課題となっていることがわかった。

問題を共有し、検討できたことは、アルコール関連問題の理解と連携を深め、共に関わり、支える体制（ネットワーク）へつながり、アルコール関連問題が改善するケースもみられるようになった。

アルコール関連問題を解決するためには、本人や家族だけでは困難であり、医療・福祉・保健関係者をはじめ、生活を支える職域や地域など多くの機関の協力が必要と考える。

今回の取組で得られたネットワークを、さらに強化し、アルコール関連問題で悩む、本人や家族の方に、健やかな生活が戻るよう支援していきたい。

資料1 アルコール関連問題連絡票

アルコール関連問題連絡票

報告日		平成 年 月 日 ()						
報告者	所属機関				電話			
	氏名				FAX			
本人の情報	氏名	(ご住所または部署番号)	男・女	住所	市	年齢	歳(年代)	
	事例の概要(経過)				家族の情報	家族構成等		
						家族の状況		
	飲酒状況				相談機関への相談意思 (有 無 不明)			
	最終飲酒(月 日 午前・午後 時 分頃)							
	問題行動及び困ったこと 大声 暴力 岐の危険 順回受診 せん妄 解脱 受診拒否(精神科・一般科)							
	関係機関(本ケースに関わりのある機関に○を) 警察 福祉関係者(生活保護担当 障害福祉担当 介護関係) 民生委員 医療機関 衣浦東部保健所 その他()							
	貴機関の支援及び対応 スクリーニング(CAGE AUDIT-C) 酒指導 断酒指導 クラフト法(家族) 断酒会紹介 医療機関紹介 その他()							
	本人の反応 精神科受診意思(有 無 不明) 相談機関への相談意思(有 無 不明)							
	今後の方針	事例検討の希望 有 無						

事務局連絡先 衣浦東部保健所 健康支援課 こころの健康推進グループ
 〒448-0857 刈谷市大手町1丁目12 電話 0566-21-4778 FAX 0566-25-1470
 E-mail:kinuura-ho@pref.aichi.lg.jp

資料2 啓発ポスター



平成26年6月1日に「アルコール健康障害対策基本法」が施行されました。
アルコール健康障害対策地域推進研究会 <問い合わせ先> 愛知県衣浦東部保健所 0566-21-4778

資料3 労働基準協会会報掲載記事

11月10~16日は 「アルコール関連問題啓発週間」です

《アルコール健康障害って何?》

アルコール依存症その他の多量飲酒、未成年の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害のことを言います。

不適切な飲酒は、肝障害や食道がん、自殺等のリスクを高めるだけでなく、暴言・暴力、虐待、DV等周囲の人を巻き込みます。飲酒運転による幼い子どもたちの死亡事故、大学のサークル合宿でのイッキ飲みによる死亡事故等、同様の事故があとを絶ちません。

これらの不適切な飲酒によって引き起こされる問題に対し総合的に取り組むために、平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、実施に当たっては関係6省庁(内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察省)が協力体制を作っています。

①アルコール依存症は珍しくはありません

あの人の飲み方おかしいなと感じることはありますか?

アルコール依存症患者の推計は109万人。アルコールは依存性薬物のひとつで脳の機能を破壊します。お酒の量や飲み方がおかしくなるのは、意思や性格ではなく、病気の症状です。



②治療のためにはまわりの力が必要です

お酒の影響を受けている人は、自分の飲み方の異常を感じる能力が低下します。

はじめに気付くのは家族や仕事仲間などのまわりの人です。気付いた人が相談機関に足を運ぶことが大切です。



③アルコールの専門治療を勧めましょう

お酒の問題を解決するために、本人自身が問題に向き合う体制をつくりましょう。

そして、冷静かつ率直に「私はあなたのお酒の飲み方が心配だ、治療をしてほしい」と本人に働きかけてください。一度ではなく、たくさんの人から繰り返しお願いします。



④自助グループへの参加が有効です

治療が始まっても、アルコール依存症は完治しないため、断酒が不可欠です。

一人で断酒を続けるのは本当に大変です。自助グループへの参加を応援しましょう。



《アルコール問題相談一覧》

	機関名	電話番号	備考
専門医療機関	刈谷病院 南豊田病院 こころのクリニック西尾	0566-21-3511 0565-21-0331 0563-55-0071	予約方法は各病院にお問い合わせください。
相談機関	衣浦東部保健所 精神保健福祉センター	0566-21-4778 052-962-5377	平日午前9時~午後4時30分まで(正午~午後1時除く)

悩ましい
まずはご相談
ください

資料4 保健所情報誌クリップ碧 啓発記事



適量を超えると、飲酒回数が増えると、誰でもアルコール依存症になる危険性があります。アルコール依存症で苦しむのは本人だけではありません。多くの場合、健康、仕事、家族、友人、財産を失うことにつながります。



	AUDIT-C (オーディットC)	0点	1点	2点	3点	4点
1	アルコール含有飲料をどのくらいの頻度で飲みますか？	飲まない	月に1度以下	月に2~4度	週に2~3度	週に4度以上
2	飲酒する時、通常どのくらいの量を飲みますか？ (*ドリンクの目安)	1~2ドリンク	3~4ドリンク	5~6ドリンク	7~9ドリンク	10ドリンク以上
3	一度に6ドリンク以上飲酒することがどのくらいの頻度でありますか？	ない	月に1度未満	月に1度	週に1度	ほぼ毎日

※判定結果※ 3項目の合計点数

65歳未満の男性

⇒5点以上、

65歳以上の男性と全ての女性

⇒3点以上の場合

詳細なチェックをお勧めします

*ドリンクの目安

日本酒	ビール	ウイスキー	焼酎	ワイン
1合	中びん 1本	水割りダブル 1杯	1合	グラス1杯
2ドリンク	2ドリンク	2ドリンク	3.5ドリンク	1.5ドリンク

相談が早いほど、回復は早く、失うものは少なくなります。ご相談ください。

相談先：健康支援課 こころの健康推進G

★月～金曜日（祝祭日は除く）の午前9時から午後4時30分まで
(正午から午後1時を除く)

